

決議案第4号

議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会基本条例調査特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 議会基本条例調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
- 3 目 的 議会基本条例に関する調査
- 4 委員の定数 9人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

(提出理由)

村民参加を基本とする開かれた議会を実現し、大宜味村にふさわしい豊かな村づくりの実現に寄与することを目的に調査研修が必要である。特別委員会として十分な活動ができるようにするために「議会基本条例調査特別委員会」を設置する。